

## すべてのステークホルダーの人権を 尊重することでもたらされる恩恵



### リスク管理の強化

操業停止、メディア・NGOの  
ネガティブキャンペーン、  
ブランド毀損、訴訟の  
可能性が低減



### 成長機会へのアクセス

人権に対するコミットメントを  
求める潜在的なビジネス  
パートナーとの新たな  
協働の機会を拡大



### 社会的評価の上昇

業績向上やリスク低減に  
対する取組姿勢が  
顧客を含むすべてのステーク  
ホルダーにより認知



### 良好な関係構築

従業員や地域社会と良好な  
関係を築くことで信頼を深め、  
社会的ライセンスを獲得



### 人材獲得の競争優位

企業の社会貢献に注目・評価  
する傾向の強い次世代の  
優秀な人材の獲得・維持



### 金融市場の高評価\*

証券市場や金融機関は企業の  
非財務業績を注視しており、  
資金調達に有利

\* Dow Jones Sustainability Index  
(DJSI)、ノルウェー政府年金  
基金、FTSE4Good等

#### Contact

**EY Japan CCaSS\***  
人権に関するアドバイザー

03 3503 2810  
ccass\_eyjapan@jp.ey.com

\* 気候変動・サステナビリティサービス

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを輩出していきます。これらを通じ、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームの総称です。各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

© 2018 Ernst & Young ShinNihon LLC. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを  
行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したこと  
により被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門  
家にご相談ください。

## グローバルビジネスの 新要件に対応する

ビジネスと人権に関するアドバイザー

EY Japan

気候変動・サステナビリティサービス(CCaSS)

Building a better  
working world

## 人権リスクに適切に対応し、 企業倫理と利益追求を両立させる

今日、人権に関する世界的な規制や社会の期待は、めまぐるしく変化しています。人権はもはや政府だけが取り組むテーマではありません。企業は可能な範囲で人権に配慮すれば良いと考えられた時代は過ぎ去り、経営の責任において取り組むべき優先課題となっています。

先行するグローバル企業は、各国で法律を遵守するだけでは不十分であることを理解しています。進出先のすべての国・地域で国際的な人権基準を満たすことは当然とみなされています。無数のNGOが、企業の人権侵害に目を光らせています。彼らの活動は、2020年の東京オリンピックが近付くにつれ、日本でも一層活発になるでしょう。

グローバル企業が人権に対し、より戦略的に取り組めば、成長機会が生まれます。先行する企業は、人権を積極的に尊重することで、新たなビジネスを広げ、競争優位に立てることに気付き始めています。すでに、人権は内部監査体制や企業リスク管理プログラムの重要項目として取り入れられています。

私たちは日本を拠点とする人権の専門家です。グローバルな人権分野の標準化や基準を策定する国連等国際機関の活動を支援し\*、世界各国の人権に関する最新動向や当局執行状況、NGOの状況に関する情報を収集しています。人権分野に対する取り組みをご検討される方は、どうぞお気軽にお問い合わせください。

\* UN Global Compact Local Network Japan の支援、UN Global Compact's Human Rights & Labor Expert Working Group へ参加など

## 人権リスクがもたらす負の影響を許容できますか

### 持続的成長の阻害

- ▶ 顧客ロイヤルティの喪失
- ▶ ブランド価値へのダメージ
- ▶ 事業機会の逸失
- ▶ 政府調達への参加機会の逸失

### コンプライアンスリスク

- ▶ 新たな法律\*が求めるサプライチェーンの状況に関するより高い透明性
  - ▶ 規制上の罰金・罰則
  - ▶ 強まる規制当局による監視
- \* 英国現代奴隷法や米国カリフォルニア州サプライチェーン透明化法など

### 経営・財務リスク

- ▶ 資金調達条件や市場での選別
- ▶ 顧客離れ、消費者の不買運動
- ▶ NGOやマスコミによるネガティブキャンペーン
- ▶ 人材流失

## グローバルで高まる人権に対する企業の説明責任と人権デューデリジェンスの要求

2011年6月、国連人権理事会は企業活動全体を通して企業に人権尊重を求める「ビジネスと人権に関する指導原則」を全会一致で採択。そうした過程で、欧米のさまざまな国内法案に「人権デューデリジェンス」という概念が盛り込まれた。現在、多くの大手グローバル企業がこの指導原則の要求事項を自社の内部プロセスに反映し始めている。

## グローバルな競争優位に立つ企業に求められるタスク



### 人権方針の策定

- ▶ 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿った人権方針を策定し公表する。



### 人権デューデリジェンス

- ▶ 国内外の事業活動による人権への影響を特定する。
- ▶ 調査結果に基づき改善策を講じ、進捗をモニターする。



### ステークホルダーとの対話

- ▶ 人権方針や潜在的な人権リスクの影響に関する報告とフィードバックを通じて、良好な関係構築を促進する。



### 人権教育

- ▶ 最新動向を通じ従業員の意識を高め、自発的行動を促す。
- ▶ 潜在的な人権リスクを特定するための能力を開発する。



### 報告と情報開示

- ▶ 人権に関する課題や取り組みに対する顧客、潜在投資家、格付け機関からの高まる開示要求に応える。

## EY CCaSSにできること

- ▶ 各国の関連法規や顧客のビジネス状況を踏まえながら、グローバルスタンダードに合った人権方針策定を支援。

- ▶ 業種や事業活動を行う地域と、当地で問題になる人権リスクに即した人権デューデリジェンス戦略の実行支援。

- ▶ 国際基準を満たす、建設的でインタラクティブなステークホルダー・ダイアログの入念な準備、ファシリテーション。

- ▶ 企業の人権に関する責任について、グローバルな視点を提供するレクチャーやeラーニングプログラムをニーズに合わせてデザイン。
- ▶ 理論と実践の有効な融合事例を紹介し、従業員に、日常業務とステークホルダーの人権が密接に関わっている状況の理解を促す。

- ▶ 長年、非財務情報の開示を支援してきた実績から得たノウハウの提供。
- ▶ 英国現代奴隷法などの法令や人権報告フレームワーク\*などの基準に従った報告の支援。

\* 2015年に発表された、世界初の企業向け包括的報告指針

# Make respect for rights a win-win